

令和8年度

「ま～さん印」畜産担い手支援実施要領

1 目的

この要領は、「ま～さん印」畜産担い手支援要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益財団法人沖縄県畜産振興公社（以下「公社」という。）が実施する「ま～さん印」畜産担い手支援（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 支援対象者

- （1）本事業の支援対象者は、要綱第2条の要件を満たし、次のいずれかに該当する者とする。
- ①県内の農業大学校、農業高校その他の学校及びこれらに準ずる教育機関
 - ②県内の畜産関係団体、農業関係団体、教育関係団体、地域団体等
 - ③その他、公社理事長が適当と認める者
- （2）学校等が申請する場合は、学校長その他の責任者を申請者とし、生徒等を取り組みの対象者としてすることができる。

3 対象となる取り組み

- （1）本事業の対象となる取り組みは、畜産担い手の育成及び県内畜産の振興に資するもので、次のいずれかに該当するものとする。
- ①畜産に関する実習、体験、調査研究等
 - ②家畜の飼養管理、繁殖、飼料、衛生管理等に関する学習
 - ③畜産物の生産、加工、流通、販売等に関する学習
 - ④畜産農家、関係団体、学校、研究機関等と連携した取り組み
 - ⑤畜産の魅力や重要性を発信する取り組み
 - ⑥その他、公社理事長が適当と認める取り組み
- （2）次の取り組みは、原則として対象としない。
- ①営利を主たる目的とするもの
 - ②政治活動又は宗教活動を目的とするもの
 - ③他の補助金等と同一経費について重複して支援を受けるもの
 - ④既に完了しているもの
 - ⑤その他、本事業の目的に適合しないもの

4 対象経費

- (1) 本事業の対象経費は、前条の取り組みの実施に直接必要な経費とし「ま～さん印」畜産担い手支援要綱【別表1】の記載のとおりとする。

5 支援金の額

- (1) 支援金の額は、1件につき20万円を上限とし、予算の範囲内で、公社が決定する。
- (2) 支援金の額は、対象経費の額及び取り組み内容等を勘案して決定する。

6 募集及び申請

- (1) 公社は、募集期間、募集件数その他必要な事項を募集要領等により定め、公社ホームページ等で周知するものとする。
- (2) 支援を受けようとする者は、次に掲げる書類を公社へ提出するものとする。
- ①「ま～さん印」畜産担い手支援要綱【申請書（様式1）】
 - ②その他、公社が必要と認める書類

7 審査及び決定

- (1) 公社は、提出された申請書等を審査し、支援の採否及び支援金額を決定する。
- (2) 審査については次の組織の担当者と構成する。
- ①公益財団法人沖縄県畜産振興公社
 - ②沖縄県農林水産部畜産課 畜産政策班
- (3) 審査は、次の事項を基本として行うものとする。

審査項目	配点	ポイント
①畜産担い手育成への効果	1～5	新規就農者・後継者等の育成につながるか、担い手の技術・経営能力向上に寄与するか
②県内畜産振興への効果	1～5	県内畜産の生産性向上、経営安定、産地振興、地域課題の解決等につながるか
③実現可能性及び実効性	1～5	目的・計画が明確で、実施体制、スケジュール、人員等が具体的か。成果が期待できるか

④取り組み内容及び経費の妥当性	1～5	事業内容が目的に合っているか、経費の積算が適切か、費用対効果が高いか
⑤継続的な取り組みにつながる可能性	1～5	今後の自主的・継続的な活動や事業展開につながるか

(4) 評価について

5	非常に優れている。高い成果が期待できる
4	優れている。十分な効果が期待できる
3	標準的。一定の効果が期待できる
2	やや不十分。効果または実現性に課題がある
1	不十分。目的との関連性が低い

(5) 審査の結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

8 取り組みの変更又は中止

- (1) 支援決定者は、取り組みの内容を変更又は中止しようとするときは、「ま～さん印」畜産担い手支援要綱【変更・中止届（様式3）】を公社に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) ただし、取り組みの目的及び計画に影響しない軽微な変更については、この限りでない。

9 実績報告

- (1) 支援決定者は、取り組みが完了したときは、速やかに「ま～さん印」畜産担い手支援要綱【実績報告書（様式4）】を公社へ提出する。
- (2) 公社は、上記の実績報告申請等について、その内容を審査し適当と認められた場合、精算を行い、その内容を事業実施主体等あて通知するものとする。

10 支援金の確定及び交付

- (1) 公社は、実績報告を審査し、支援金額を確定する。
- (2) 支援対象経費の実績額が支援決定額を下回った場合は、実績額に基づき支援金額を減額する。
- (3) 支援金額の確定後、支援決定者は「ま～さん印」畜産担い手支援要綱【申請書（様式2）】を公社へ提出するものとする。
- (4) 公社は、請求書を受理した後、支援金を交付するものとする。

11 「ま～さん印」等の表示及び成果発表

- (1) 支援決定者は、本事業の実施に当たり、公社から支援を受けていることが分かるよう、可能な範囲で公社の名称及び「ま～さん印」ロゴマークを表示するものとする。
- (2) 公社から成果発表、報告会等への参加を求められた場合は、可能な限り協力するものとする。
- (3) 公社は、支援した取り組みについて、活動内容、写真、成果等を公社ホームページ、広報誌、SNS 等で紹介することができるものとする。

12 日程について

- (1) 日程については別紙(参考資料)記載のとおりとする。

13 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、要綱によるほか、公社理事長が別に定める。

14 連絡先

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
〒900-0024
沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27
沖縄県畜産振興支援センター2 階
TEL：098-855-1129
担当：古波津、本村

附則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

参考資料

・スケジュールについて

区 分	月 日
1. 公募開始	9月1日（火）
2. 申請受付締切	9月25日（金） 17：00
3. 審査・選考	9月28日（月）～10月15日（木）
4. 審査結果発表（予定）	10月16日（金） 15：00
5. 承認通知書交付（予定） 採用者事業開始（予定）	10月19日（月）
6. 沖縄県共進会ご招待（予定）	11月 7日（土）
7. いい肉の日キャンペーン 畜産担い手支援認定式（予定）	11月29日（日）
8. 実績報告書提出〆切り	令和9年2月26日（金）